

真庭市一般廃棄物資源化等基本計画
(一般廃棄物処理基本計画)

《概要版》

平成 28 年 2 月

真 庭 市

1. 計画の位置付け

(1) 計画策定の背景

平成 12 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、平成 13 年 5 月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が示されました（平成 22 年 12 月 20 日に全部変更）。その後、平成 15 年 3 月に「循環型社会形成推進基本計画」が、平成 20 年 3 月には「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。このような背景をふまえ、真庭市（以下「本市」という。）では、平成 23 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみの減量化や資源化、一般廃棄物の適正な処理に取り組んできました。

一方、前計画の策定後、平成 26 年 2 月には真庭市廃棄物減量等推進審議会から「真庭市にふさわしい廃棄物処理システムについて」が答申されるとともに、平成 27 年 3 月には第 2 次真庭市総合計画が策定され、一般廃棄物処理に関しても新たな取組の方向性が示されています。

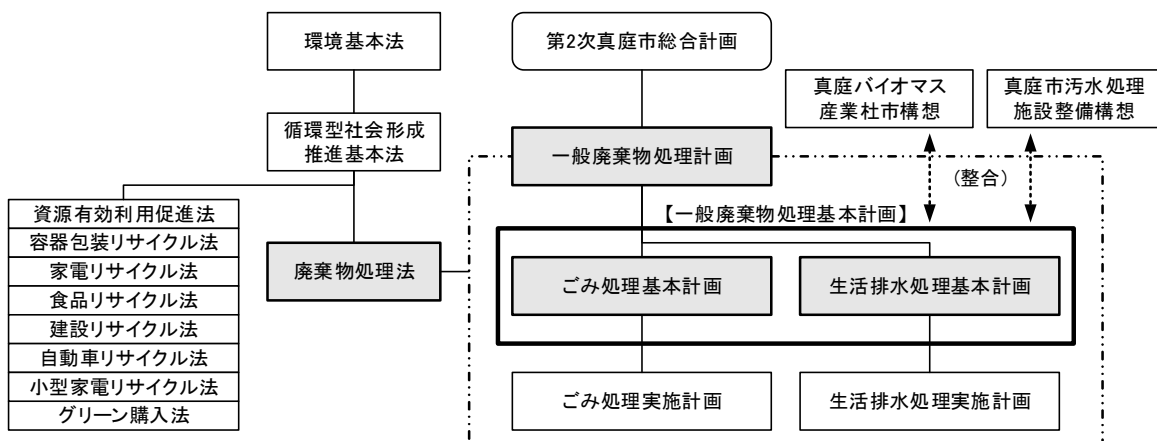
以上をふまえ、本市では、前計画の見直しを行い、現状に即した新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

(2) 計画目標年度

中間目標年度:平成 32 年度(平成 27 年度から 5 年後)
計画目標年度:平成 37 年度(平成 27 年度から 10 年後)

(3) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性の図られたものとしてします。

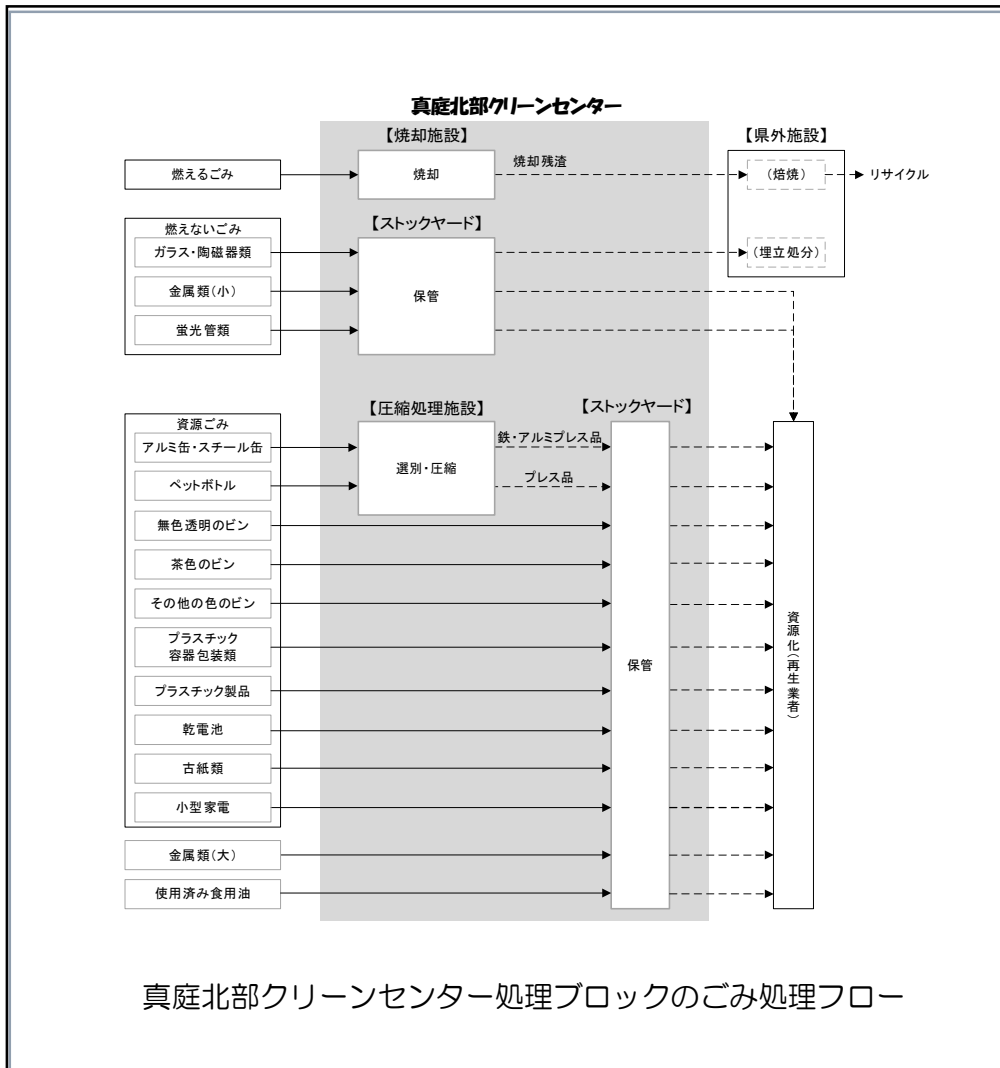


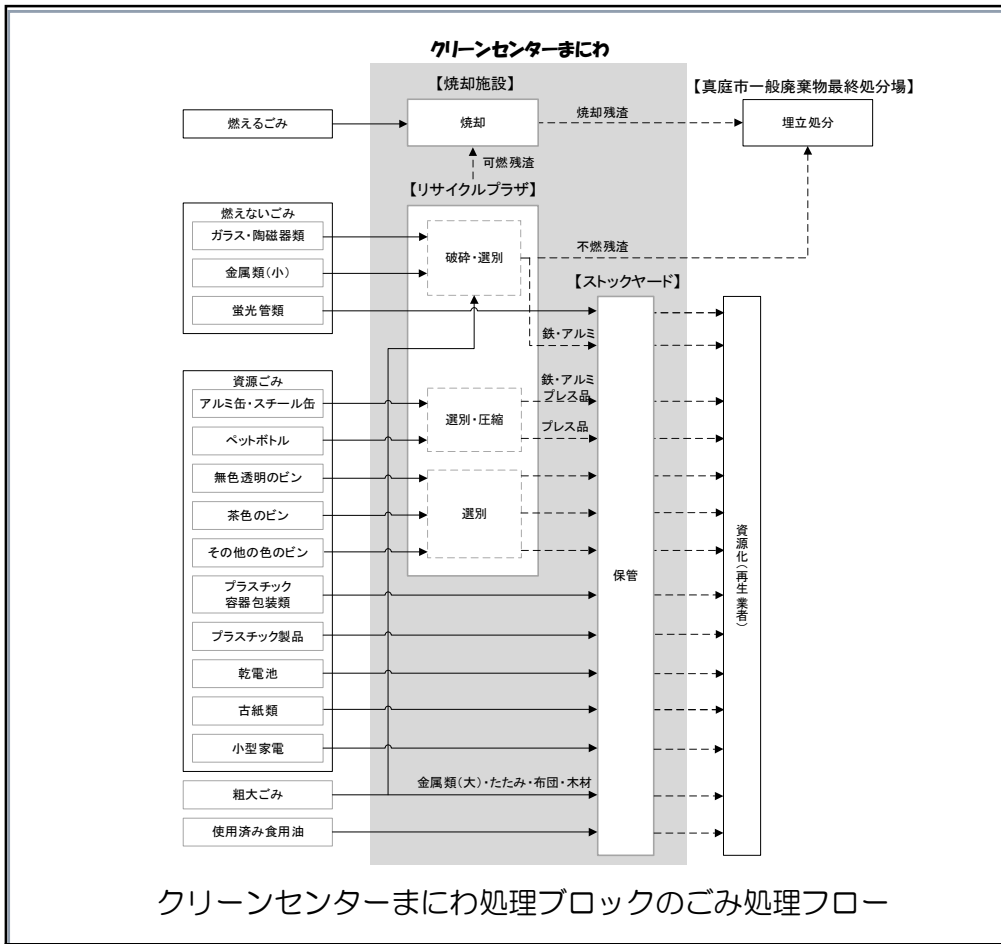
2. ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理の現状と課題

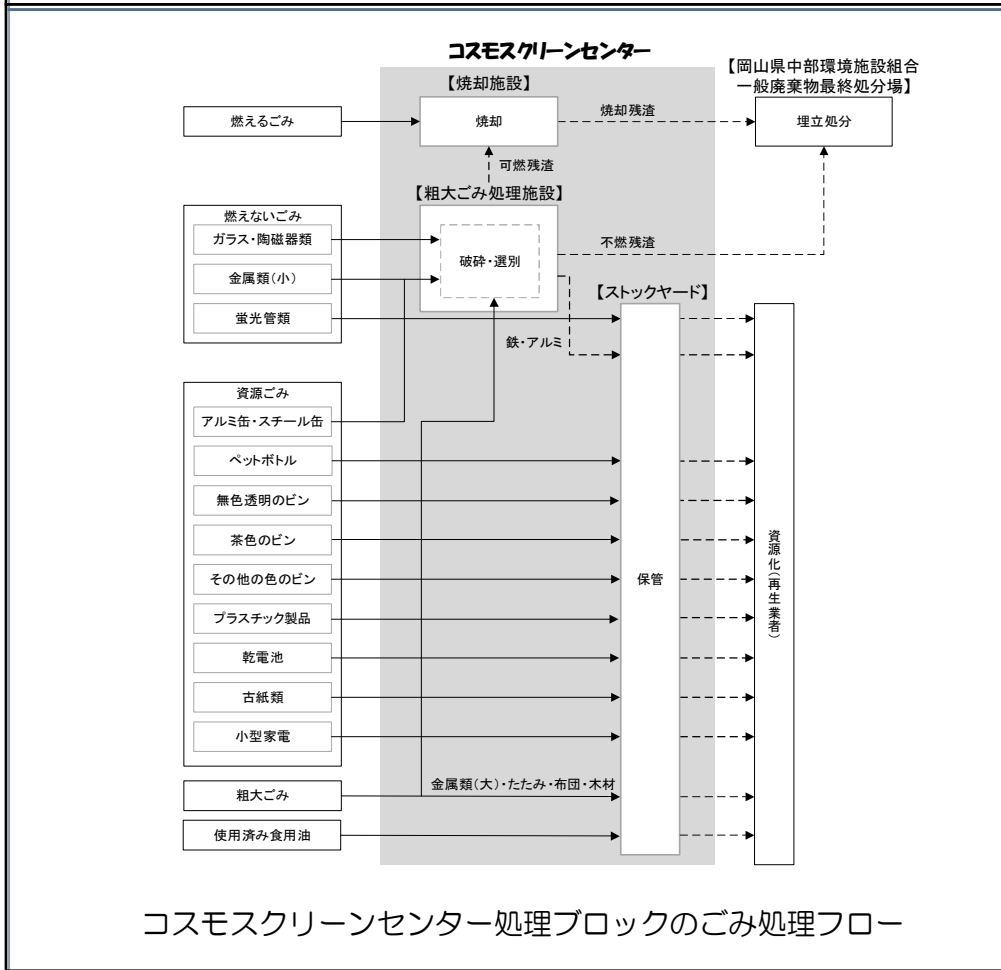
《ごみ処理の流れ》

本市では、「真庭北部クリーンセンター」、「クリーンセンターまにわ」、「コスモスクリーンセンター」の3つのごみ処理施設でごみ処理を行なっています。





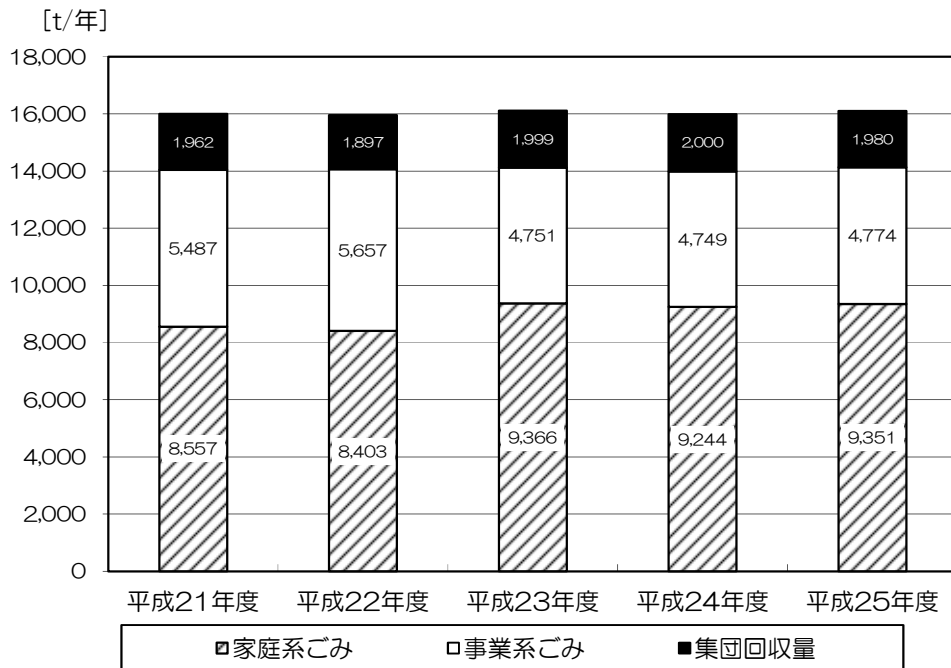
クリーンセンターまにわ処理ブロックのごみ処理フロー



コスモスクリーンセンター処理ブロックのごみ処理フロー

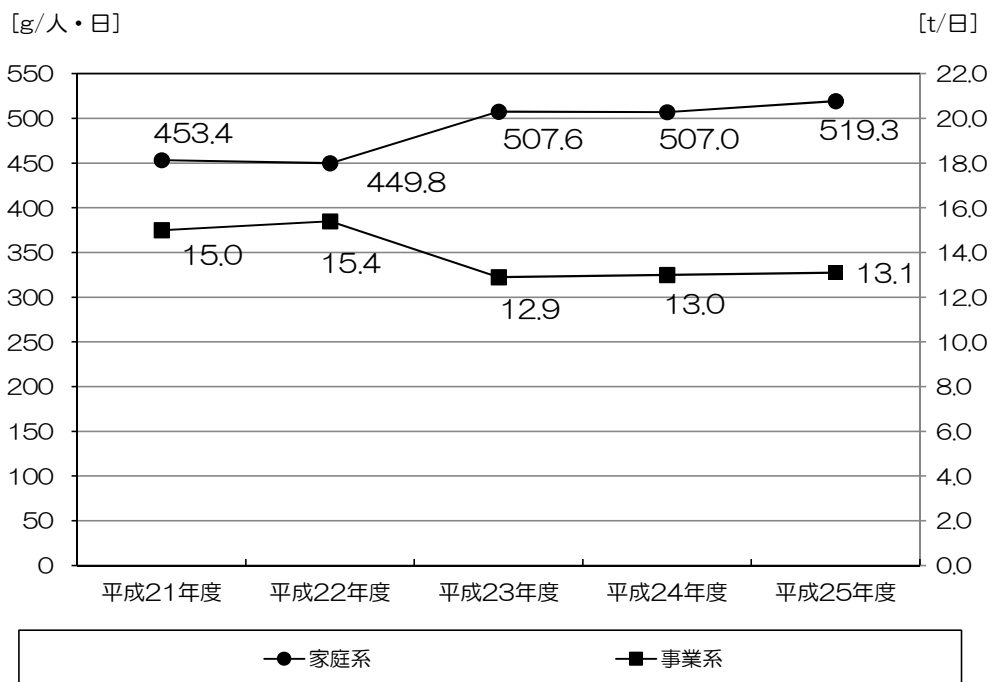
《ごみ総排出量》

ごみ総排出量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成21年度は16,006t/年、平成25年度は16,105t/年となっています。



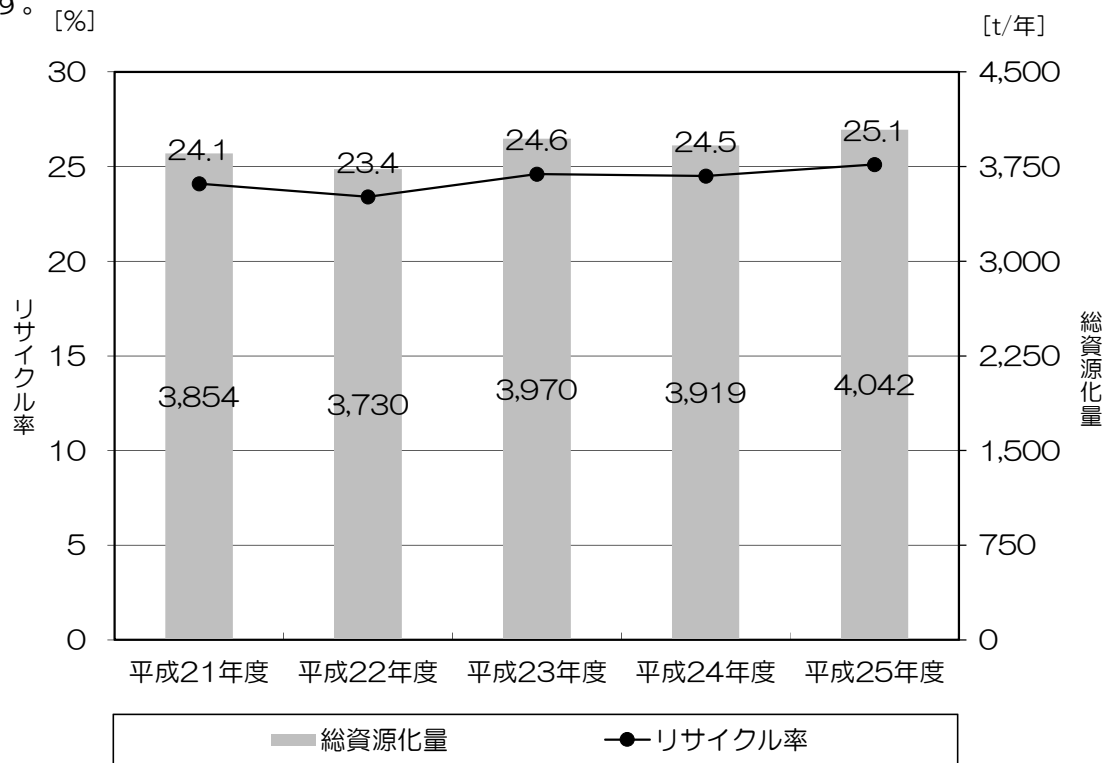
《家庭系ごみ及び事業系ごみの発生原単位》

家庭系ごみの1人1日あたりの排出量は微増傾向、事業系ごみの1日あたりの排出量は横ばいで推移しています。



《総資源化量、リサイクル率》

リサイクル率は、全体的には増加傾向にあり、平成25年度は25.1%となっています。

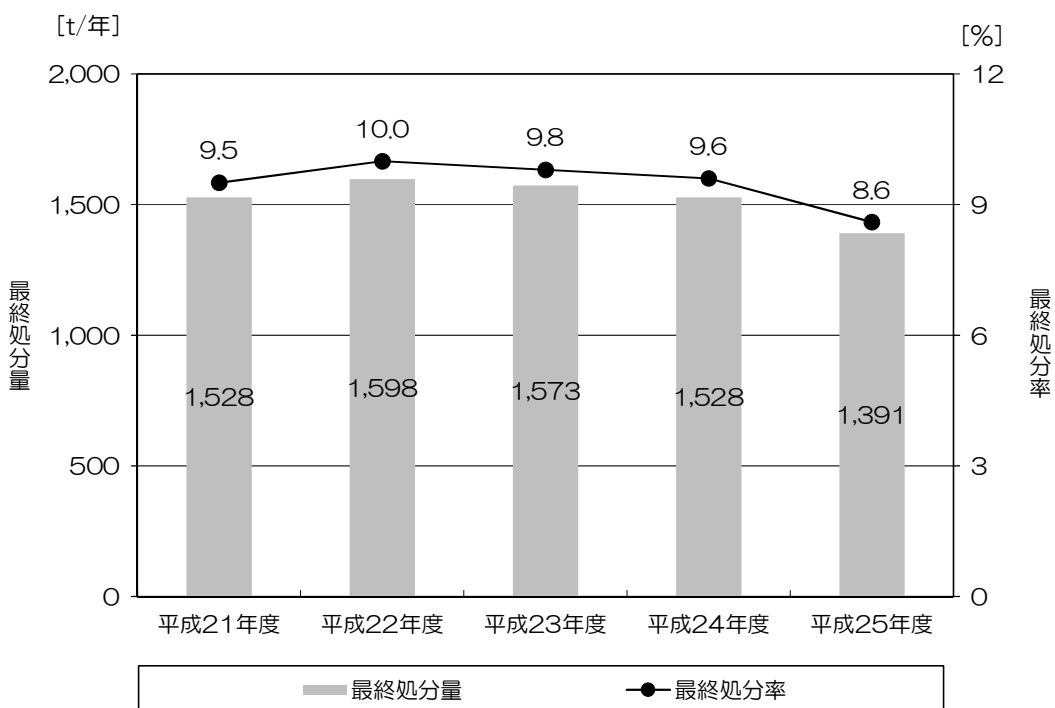


◎リサイクル率 = (総資源化量 ÷ ごみ総排出量) × 100

注) 総資源化量とは、クリーンセンター等で回収した有価物の量と集団回収量の合計量を指す。

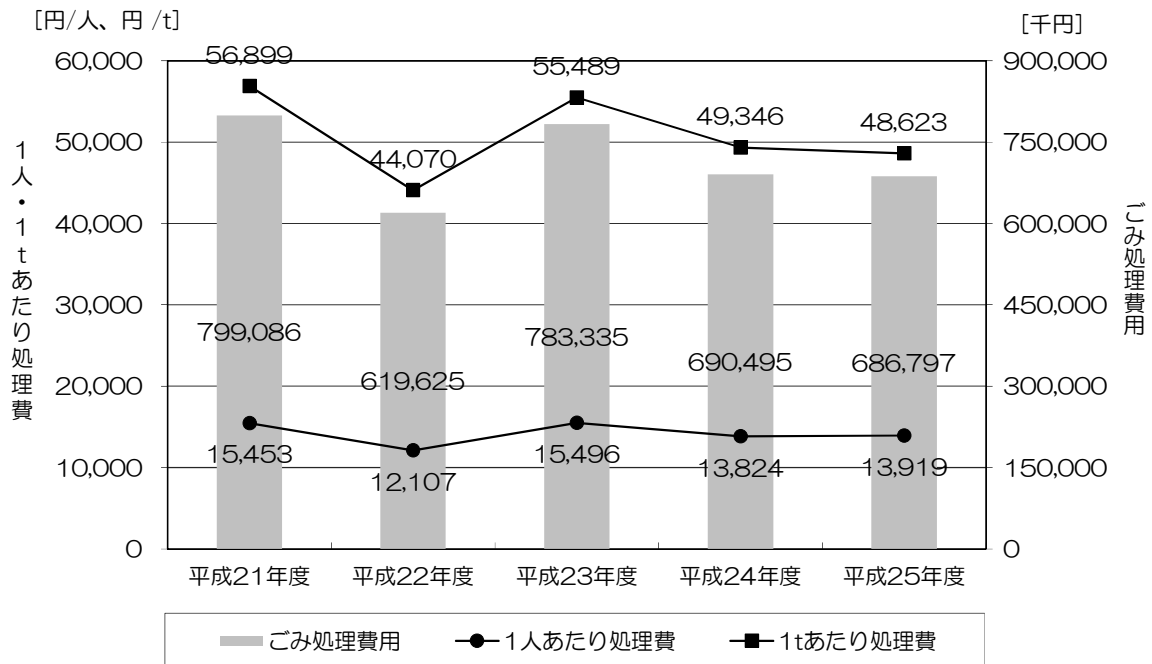
《最終処分量》

最終処分量及び最終処分率は減少傾向にあり、平成25年度は1,391 t/年となっています。



《ごみ処理経費》

ごみ処理経費はばらつきがあり、平成 25 年度は約 6.9 億円、ごみ 1 t あたりに換算すると約 49,000 円、1 人あたりに換算すると約 14,000 円の経費がかかっています。



《ごみ処理に係る課題》

項目	課題の内容
排出抑制	◆1人1日あたりのごみの排出量は年々増加していることから、現状の減量化施策を継続しつつ、ごみの排出抑制につながる新たな施策を実施し、減量化を推進する必要があります。
資源化	◆「第2次真庭市総合計画」においては『バイオマス資源の液肥化等による活用』を今後の施策の方向性と目標の1つに掲げていることから、液肥等の原料となるバイオマス資源（生ごみ）の分別収集を行い、さらなる資源化の推進を図る必要があります。
収集運搬	◆委託収集の地区区分の最適化を考慮し、効率的な収集運搬体制を構築する必要があります。
中間処理	◆老朽化の進行する施設の長寿命化対策も考慮しながら、施設の統合等も含め、効率的な施設体制の構築が必要です。 ◆中間処理施設の体制の再構築の検討に際しては、生ごみ等の資源化の実施による各施設の処理能力の余力等を考慮する必要があります。
最終処分	◆本市で発生する中間処理残渣を市内の処分場で処分することが重要なため、早期に新たな最終処分場を整備する必要があります。
処理経費	◆ごみ処理に関連する費用は年間約6.9億円（平成25年度実績）要しており、処理経費を削減する必要があります。
その他	◆パトロールの強化等により、地域一体で不法投棄を削減する必要があります。

(2) ごみ処理に係る目標

計画目標年度(平成37年度)におけるごみ処理に係る目標は、以下のとおりとします。

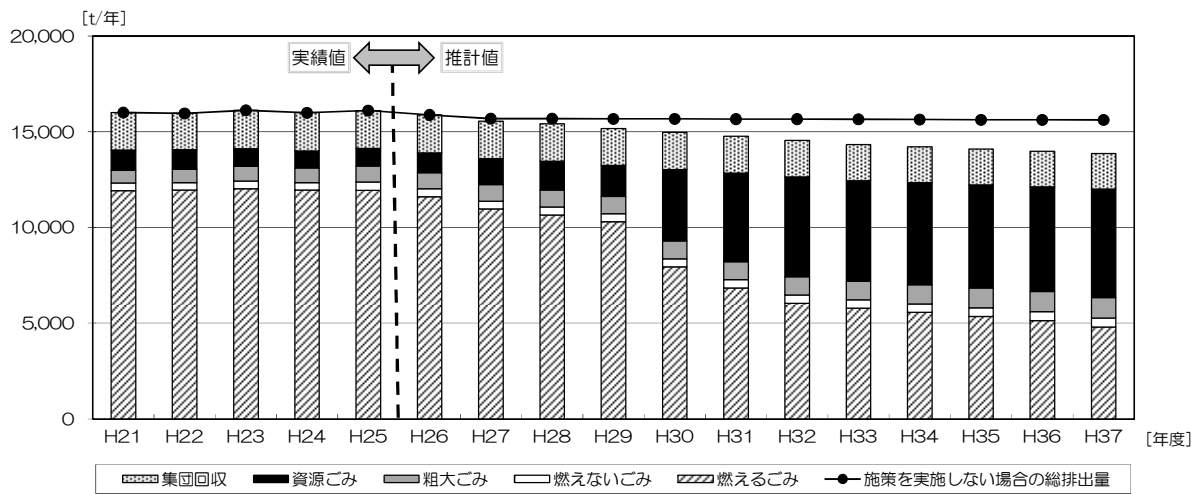
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(集団回収及び資源ごみを除く)を292グラム以下にする。(平成25年度の実績値は475グラム)

**事業系ごみ排出量を4,488トン/年以下にする。
(平成25年度の実績値は4,774トン/年)**

**リサイクル率を60%以上にする。
(平成25年度の実績値は25.1%)**

**最終処分量を847トン/年以下にする。
(平成25年度の実績値は1,391トン/年)**

《目標達成時のごみ排出量の推移》



(3) 基本方針

「地域資源を活用した資源循環型のまちづくり」を基本理念として、全国トップレベルのリサイクル率を目標とし環境先進都市を目指すため、基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針 1：2Rの推進

- ◆1人1日あたりのごみ排出量が増加傾向にあるため、3R※1（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、優先順位の高い2R（リデュース・リユース）に係る施策を推進します。
- ◆上記施策を効果的に展開するため、市民及び事業者に対し、分かりやすい広報を行い、周知徹底を図ります。

※1：Reduce（減らす）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）の3つの頭文字Rをとったものです。

基本方針 2：廃棄物の資源化及び適正処理・処分の推進

- ◆既存の分別をさらに推進するとともに、新たな取り組みを実施することで、リサイクル率の向上を図ります。
- ◆施設の長寿命化対策及び施設の統合、バイオマス資源の利活用についても考慮した効率的な施設体制を構築します。
- ◆パトロールによる監視や指導を強化し、不法投棄対策を講じ、不法投棄の削減に努めます。

基本方針 3：バイオマス資源の利活用の推進

- ◆真庭の特徴を活かして、バイオマス資源（生ごみ等）の液肥化等で有機廃棄物資源化事業を実施し、環境にやさしい循環型の農業やバイオマスマテリアル及びエネルギーの利活用を推進します。



生ごみの分別収集



液肥等を使用した栽培実証

(4) ごみの減量化・資源化のための取組

	取 組	内 容
1	マイバッグ持参や簡易包装の推進	レジ袋の削減の必要性やマイバッグの持参を呼び掛けます。
2	使い捨て商品の使用抑制、詰め替え製品の利用促進	詰め替え製品を積極的に購入するよう呼び掛けます。
3	分別方法・減量化方法の周知	分別方法等を広報及びホームページへ掲載し、ごみカレンダーの作成を行います。
4	家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】	『家庭ごみ分別の手引き』の内容を追加し、拡充させます。
5	事業系ごみ減量化・資源化の手引書の作成【新規】	事業系ごみ減量化・資源化の手引書を作成します。
6	新たな情報発信ツールの導入の検討【新規】	ソーシャルメディアを利用した、より分かりやすい情報提供の方法について検討します。
7	2Rに関する啓発活動・環境教育の実施	ごみ処理の現状を認識してもらうとともに、排出抑制の定着と意識向上を図ります。
8	事業系ごみ減量化にする指導の徹底	事業所に対し、減量化及び資源化の指導を徹底します。
9	啓発イベントの開催	資源化の推進を目的とした啓発イベントを開催します。
10	学校教育との連携	小学校4年生の社会科の中で、学べる時間を設けます。
11	ごみ減量化に取り組む優良事業所の表彰制度の導入【新規】	優良で模範的な取り組み事例は、広く紹介したり、立入指導の際に活用します。
12	ごみ処理手数料の適正化【新規】	適正に分別することに対してインセンティブが働くように、手数料の最適化を検討します。
13	リサイクルプラザまにわ・リユースプラザ醍醐の里を活用した減量化の推進	家庭で不用になった家具や再生可能なものを市民等に譲渡し、ごみの減量化を推進します。
14	環境衛生委員との連携【新規】	環境衛生委員との連携を強化し、ごみの減量化、資源化を推進します。
15	資源回収拠点の設置店の紹介【新規】	店頭回収等の実施状況を広く紹介します。
16	事業系ごみの展開検査の実施	クリーンセンターにおいて事業系ごみの展開検査を実施します。
17	集団回収の推進	奨励金を交付し、集団回収活動の推進とごみの資源化を図ります。
18	粗大ごみ（布団、畳等）の資源化の推進	粗大ごみの資源化を推進します。
19	廃食用油の資源化の推進	廃食用油の資源化を推進します。
20	焼却残渣の資源化の推進	焼却残渣の資源化を推進します。
21	小型家電の資源化の推進	小型家電の資源化を推進します。
22	雑がみの資源化の推進	雑がみの資源化を推進します。
23	拠点回収の推進【新規】	公共施設等に資源回収ボックスを常設します。
24	民間資金等活用及び地域産業創出の検討【新規】	民間の資金、活力及び提案等を最大限に活用します。
25	生ごみの資源化【新規】	生ごみ分別回収を行い、液肥等の原料として有効活用します。

※【新規】：新たに行う取組

(5) 収集・運搬計画

- ◆計画収集区域は、市内全域とします。
- ◆収集運搬の実施主体は、真庭市とします。
- ◆収集形態は、これまでどおり、委託・許可収集としますが、民間の提案及び能力を最大限活用する事業方式についても検討します。
- ◆生ごみ等資源化施設の供用開始後は週2回の生ごみ分別収集を開始します。
- ◆生ごみ分別収集に伴い、燃えるごみの収集頻度を週1回にします。



(6) 中間処理計画

- ◆生ごみの分別収集を行い、他のバイオマス資源（し尿、浄化槽汚泥）も含めて資源化を行う施設を整備します。
- ◆施設の余剰能力や老朽化の状況等をふまえ、施設の統合等を含めた中間処理施設の再構築について検討します。

(7) 最終処分計画

- ◆現存最終処分場の延命化を図るとともに早期に新たな最終処分場の整備に向けた検討を行います。

(8) その他ごみ処理に関し必要な事項

- ◆特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物については、現状どおり、適正処理を推進します。
- ◆パトロールや看板の設置を継続し、不法投棄防止を呼びかけ、不法投棄の未然防止に努めます。
- ◆近隣市町村、県及び防災関係機関等と連絡を密にして、災害廃棄物の適正処理を図るものとします。
- ◆情報提供等により、廃棄物処理業者、排出業者、市民等に広く周知し、理解と協力を得られるように努めます。
- ◆計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより行います。

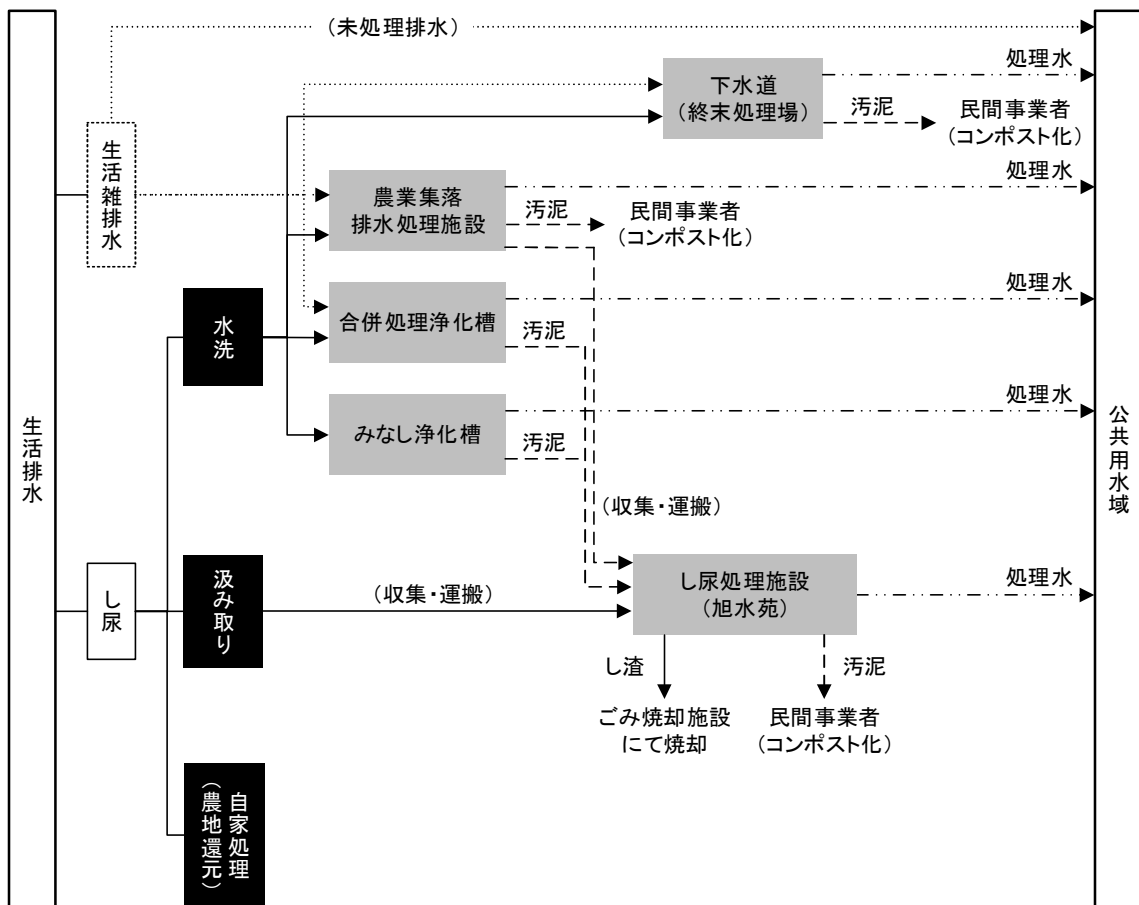


3. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状と課題

《生活排水処理の流れ》

本市の生活排水の処理は、水洗便所排水と生活雑排水を処理する公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽のほか、水洗便所排水のみを処理するみなし浄化槽（単独槽）、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設で行っています。



生活排水の処理体系

《生活排水処理に係る課題》

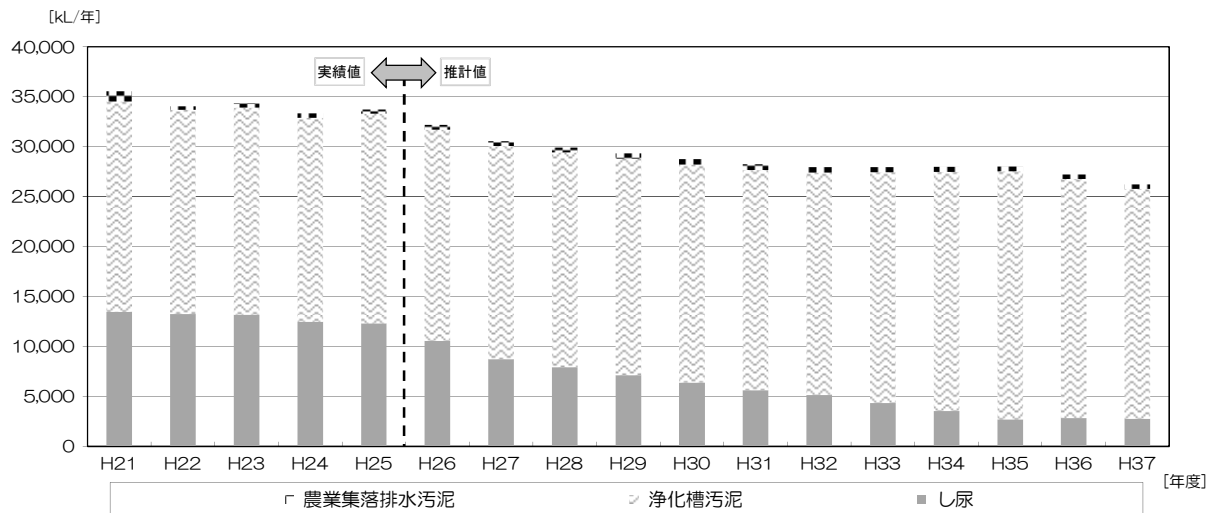
項目	課題の内容
汚水衛生処理率の向上	◆本市の汚水衛生処理率は、平成 25 年度で約 56% (全国平均 83.7%) で、汚水衛生処理率の向上に努める必要があります。
し尿等の処理体制の再構築	◆旭水苑の適正管理に努めるとともに、浄化槽汚泥比率の上昇に対する対策を講じる必要があります。

(2) 生活排水処理の目標

計画目標年度における生活排水処理に係る目標は、以下のとおりとします。

汚水衛生処理率を85%にする。

《目標達成時のし尿等排出量の推移》



(3) 収集・運搬計画

- ◆計画収集区域は、市内全域とします。
- ◆収集・運搬の実施主体は、真庭市とします。
- ◆し尿等の収集形態は、現状と同様に許可収集とします。

(4) 中間処理計画

- ◆中間処理の実施主体は、真庭市とします。
- ◆旭水苑は、老朽化が進行していることから、新たなし尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備について検討します。
- ◆し尿及び浄化槽汚泥もバイオマス資源であることから、これらを資源化の原料として活用するものとします。事業方式は、民間の提案及び能力等を最大限活用する手法を検討します。

(5) 再資源化計画

- ◆旭水苑で発生する沈砂及びし尿処理汚泥は、民間業者への委託処理を行います。
- ◆新たなし尿処理施設及び資源化施設で発生する沈砂等については、適切な処理方法を検討します。
- ◆バイオマス資源（し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ）を原料とする資源化施設を整備し、液肥等を製造します。
- ◆液肥等の製造の際に発生するバイオガスも有効利用するものとします。

(6) 最終処分計画

- ◆し渣は、ごみ焼却施設にて焼却処理後、処理残渣を最終処分場に埋立処分します。

(7) その他

- ◆市民に対し、生活排水処理に関して、以下について広報・啓発活動を行います。
- ◆公共下水道整備計画及び農業集落排水事業計画が既に策定され、事業認可及び整備を進めている段階ですが、これらの進捗によりし尿や浄化槽汚泥等の量の変動するため、これらの計画の進捗状況についてもフォローアップするものとします。

**真庭市一般廃棄物資源化等基本計画
(一般廃棄物処理基本計画)
〈概要版〉**

発行月/平成 28 年 2 月

編集・発行/真庭市 生活環境部 環境課

〒719-3292

岡山県真庭市久世 2927 番地 2 本庁舎 1 階

TEL 0867-42-1113